

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一財）少林寺拳法連盟（以下、「当連盟」という。）は、中長期基本計画を策定している。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期基本計画を、当連盟公式ウェブサイトに掲載するとともに、今後、当連盟加盟団体へも会議・研修会等において周知する。 ＜当連盟公式ウェブサイト： https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/about/financial <p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度事業計画 ・中長期基本計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟においては、中長期基本計画を策定するとともに、組織及び事業の規模を考慮し、不定期ではあるが、円滑明らかな組織運営、事業・業務遂行のために採用を行っている。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟公式ウェブサイトに掲載するとともに、今後、当連盟加盟団体へも会議・研修会等において周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期基本計画
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務の健全性確保に関する計画は、中長期基本計画において策定する。 また、年1回、当連盟評議員に、当連盟事業の報告を行っている。 ・事業内容、財務状況などを総合的に評価していただき、当連盟運営の健全性確保を図っている。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期基本計画を当連盟公式ウェブサイトに掲載し、一般に公表する。 <p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づいて事業の進捗状況を把握するとともに、役職員間で正しい情報の共有をし、財務の健全性の観点からも予算・実績の比較や前年度比較をし、分析を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期基本計画

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 ・外部理事の割合は、理事7名中2名（29%）であり、先に掲げる外部理事の目標割合（25%）の最低ラインは達成しているが、役員等候補者選考委員会規則において具体的な基準を設けるとともに、役員等候補者選考委員会を設置し、時期改選に向けて、引き続き検討する。 【審査基準（2）について】 ・当連盟理事の割合は、理事7名中、男性5名（71%）、女性2名（29%）であり、左記に掲げる女性 理事の目標割合（40%以上）の最低ラインは達成できていないが、役員等候補者選考委員会規則において具体的な基準を設けるとともに、役員等候補者選考委員会を設置し、時期改選に向けて、引き続き検討する。	・役員名簿 ・中長期基本計画
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 ・外部評議員の割合は、評議員13名中2名（15%）であり、評議員の構成等における多様性の確保を図りつつある。 ・役員等候補者選考委員会規則において具体的な基準を設けるとともに、役員等候補者選考委員会を設置し、時期改選に向けて、引き続き検討する。 【審査基準（2）について】 ・評議員全体に占める女性評議員の割合は、13名中4名（31%）である。 ・役員等候補者選考委員会規則において具体的な基準を設けるとともに、役員等候補者選考委員会を設置し、時期改選に向けて、引き続き検討する。	・評議員名簿 ・評議員選定委員会運営規則 ・中長期基本計画
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 ・当連盟の性質上、アスリート委員会は設置しない。 ・各大会実行委員会において適切に対応することとし、内容によっては、主催団体より報告を受け、当連盟コンプライアンス委員会にて対応を行う。	・コンプライアンス規程 ・コンプライアンス指針
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 ・現状、7名の理事により構成している。 ・当連盟定款第30条において、理事7名以上10名以内、監事1名以上2名以内と定めており、適正人数を選任している。	・役員名簿 ・定款

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 ・理事の就任時の年齢制限については、役員及び評議員選任時における申合せ事項において定めている。	・役員規程 ・役員及び評議員選任時における申合せ事項
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準（1）について】 ・当連盟定款第34条において、理事の任期は、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない」と定めている。 ・理事再任回数の上限について、役員等候補者選考委員会規則において具体的な基準を設けるとともに、役員等候補者選考委員会を設置し、時期改選に向けて、引き続き検討する。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	・定款 ・役員規程 ・役員名簿
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 ・役員等候補者選考委員会規則において具体的な基準を設けるとともに、役員等候補者選考委員会を設置する。	・定款
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 ・役員は、定款第32条「理事の職務及び権限」として、法令遵守について定めている。 ・職員は、就業規則第3章「服務規律」にて社会通念上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第9章第2節「懲戒」違反した際の懲戒等について定めている。 ・当連盟会員については、会員規程により、法令順守を定めている定款に従うことを定めている。 ・コンプライアンス規程及びコンプライアンス指針に、当連盟役職員及び会員の倫理に関する内容を定めている。	・定款 ・会員規程 ・組織規程 ・就業規則 ・コンプライアンス規程 ・コンプライアンス指針

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・当連盟組織規程を定めており、法人運営に関する総則、規程の運用等を定めている。 ・定款をはじめ、各種規程を整備している。 ・定款第7章第42条「招集」、第45条「決議」において定めている。	・定款 ・役員規程 ・会員規程 ・組織規程 ・国内旅費規程 ・本部委員規程 ・コンプライアンス規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	【審査基準(1)について】 ・当連盟組織規程を定めており、法人業務に関する規程（職務分掌、就業規則、経理規程等）を 定めている。	・組織規程 ・就業規則 ・経理規程 ・コンプライアンス規程 ・反社会的勢力対応規程 ・資金運用規程 ・情報公開規程 ・個人情報保護規程 ・特定個人情報取扱規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・当連盟給与規程、当連盟役員規程、国内・国外旅費規程に定められている。	・役員規程 ・国内旅費規程 ・給与規程 ・国外旅費規程 ・役員等の報酬等並びに費用に関する 規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	【審査基準(1)について】 ・定款第3章「財産及び会計」において定めている。 また経理規程など財産に関わる規程も定めている。	・定款 ・経理規程 ・資金運用規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・定款第3章「財産及び会計」において定めている。 また経理規程など財産に関わる規程も定めている。 ・財政的基盤（収入）に関する規程として、現状、会員規程の会費に関する定め（第5条）、 賛助会員の年会費の定め（第63条）がある。今後財政的基盤に関する規程を整備していく。	・定款 ・経理規程 ・会費規程 ・資金運用規程 ・中長期基本計画

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考に関する規程は、該当大会主催実行委員会の定めによる。 ・競技上の異議申し立ては、少林寺拳法競技規則に定めている。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利保護に関しては、会員規程第14条「権利」において定めている。 <p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少林寺拳法競技規則、各種大会要項に則って実施している。 ・全国大会に関する代表者選考は、実施要項等に基づき選出されているが、引き続き整備をし、明確にしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員規程 ・少林寺拳法競技規則 ・世界大会代表出場者選考規程 ・コンプライアンス指針
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判規則を定めている。 ・審判員資格を得るためには、定められた審判員講習会を受講することを義務付けている。また審判員資格は期限を定めており、有効期限内に関わらず毎年受講を促している。 <p>補足：審判員資格については、当連盟が所属している少林寺拳法グループ内一般社団法人 SHORINJI KEMPO UNITYの管轄となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少林寺拳法審判規則 ・少林寺拳法大会開催規則 ・少林寺拳法審判員管理規程
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟では、顧問弁護士と契約しており、トラブル関係や法律・規則関係は顧問弁護士と相談できる体制を構築している。 ・加えて会計士とも契約を結んでおり、会計全般については、会計士より定期的な財務状況の確認や、必要に応じて適宜監査などが受けられる体制を構築している。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の必要性の有無などを判断できる程度の法的知識は、一部役職員は有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律顧問契約書 ・会計指導委嘱契約書 ・顧問契約書（税理士）
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟が所属している少林寺拳法グループ内において、各法人を跨いだコンプライアンス委員会を設置されている。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟にも事務局体制として「コンプライアンス委員会」を設置し、役割等については、職務分掌表等において明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部運営機構図 ・組織規程 ・職務分掌表

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
			<p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会には、コンプライアンス規程に基づき配置している。 ・当連盟コンプライアンス委員会において、外部有識者、女性職員を（最低1名）配置している。 	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟内に、コンプライアンス委員会を設置し、必要に応じて顧問弁護士等に相談できる体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織規程 ・運営機構図 ・職務分掌表
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>⇒役職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機会教育として実施している。 今後、コンプライアンス教育の継続、充実を図る。 	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟が主催する各種行事、講習会等においてコンプライアンス教育を実施している。 <p><主な該当研修会、講習会></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 支部長研修会 2) 学生指導者研修会 3) 全国指導者研修会（全国中高武道授業指導者研修会） 4) 大学少林寺拳法部連盟本部合宿（春に実施） 5) コーチング指導者育成コース 等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度支部長研修会 ・2023年度学生指導者研修会 ・2023年度全国指導者研修会（一部抜粋） ・2023年度大学合宿（春） ・コーチング指導者育成コース

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、各地区（都道府県）において考試員・審判員講習会を実施している。（主催：設問No,18の通り、審判員資格については当連盟が所属している少林寺拳法グループ内一般社団法人SHORINJI KEMPO UNITYが管轄している。よって本講習会の主催もSHORINJI KEMPO UNITYが担当している。） <p><主な内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 考試員、審判員としての姿勢、心構え 2) トラブル事例の共有 3) 採点評価について 4) 実習 <ul style="list-style-type: none"> ・全体を通して、コンプライアンスについて触れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・考試員・審判員講習会資料 ／2022～2025年度] (一部抜粋) ・2025年度考試員・審判員講習会 参考資料（一部抜粋） ・コンプライアンス指針
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律 相談の全般として、法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上懸念等がある場合は、いつでも相談できる体制を整えている。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士と顧問契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な助言をうけるとともに、懸念等がある場合は、いつでも相談できる体制を整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律顧問契約書 ・会計指導委嘱契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務・経理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当連盟監事には、専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 <p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、当連盟監事が監査報告書を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿 ・評議員名簿 ・定款 ・経理規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、助成元における監査を受けている。また、就業規則第16条「服務心得」において不正を禁じ、同第67条「けん責」において違反した場合の懲戒処分について定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・経理規程

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当連盟定款第12条に基づき、当連盟公式ウェブサイト上に、貸借対照表、収支予算書を開示し、アクセスすれば誰もが閲覧できるようにしている。 <p>＜当連盟公式ウェブサイト：https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/about/financial</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定款 一般財団法人少林寺拳法連盟公式ウェブサイト 予算書 貸借対照表
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技における評価基準は、毎年実施する審判員講習会により、開示している。 大部分の支部長、監督は審判員講習会を受講できる資格を有しており、受講した支部長を通して、選手にも情報開示が可能となっている。 世界大会出場者選考について、規程を策定し、ウェブサイトに公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> 世界大会代表出場者選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本審査書式をもって、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等として、当連盟公式ウェブサイトに掲載し、アクセスすれば誰もが閲覧できるようにしている。 <p>＜当連盟公式ウェブサイト：https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/about/agreement</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人少林寺拳法連盟公式ウェブサイト
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利益相反管理規程を定めている。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利益相反ポリシーを定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反管理規程 利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利益相反ポリシーを定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 恒常的に周知している。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部通報制度及び公益通報者保護に関する規程を定めている。 <p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部通報制度及び公益通報者保護に関する規程を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「会報少林寺拳法」（2023） 内部通報制度及び公益通報者保護に関する規程

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
			<p>【審査基準（4）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度及び公益通報者保護に関する規程を定めている。 <p>【審査基準（5）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修などで周知を図っている。 ⇒当連盟が主催する各種行事、合宿や指導者向け研修会、講習会における配布資料、また会員向けに発行している部内会報誌において、相談窓口の連絡先（電話、メールアドレス）を記載している。 	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて、当連盟事務局を通じて有識者に相談できる体制を構築している。 ・規程の改訂を行う時は、顧問弁護士に相談して改訂を行っている。 ・コンプライアンス委員会を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律顧問契約書
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為、手続きの流れについては、不祥事に関する危機管理マニュアル、コンプライアンス規程、コンプライアンス指針、処分細則において定めている。 <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為、手続きの流れについては、不祥事に関する危機管理マニュアルにおいて定め、周知していく。 <p>【審査基準（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分対象者に対する聴聞の機会を設けており、不祥事に関する危機管理マニュアル、処分細則において、定めている。 <p>【審査基準（4）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者を含む会員への処分については、会員規程第16条「除名その他の処分・措置」及び第32条「支部長資格の取消」、第33条「委嘱の解除」に基づき、当連盟顧問弁護士、当連盟内に設置している運営指導委員に意見を伺い、当連盟理事会において処分が決定する。 ・会員規程は、会員であれば誰もが閲覧することは可能である。処分に至るまでの手続き、経緯などについては、不祥事に関する危機管理マニュアルにおいて定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員規程 ・不祥事に関する危機管理マニュアル ・処分細則 ・コンプライアンス規程 ・コンプライアンス指針 ・就業規則 ・役員規程

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分審査については、運営指導委員、顧問弁護士に意見を図り対応している。 <p>→No.35と同様に、懲戒処分の手続きに関する規程を整備するにあたり、中立性及び専門性を有する者が処分審査を行うように整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不祥事に関する危機管理マニュアル ・処分細則
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準（1）、（2）、（3）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ仲裁機構の利用については、処分細則において定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分細則
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分細則において、スポーツ仲裁を利用できる旨定めており、今後、周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処分細則
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害、不祥事に関する危機管理体制は構築している。 <p>⇒当連盟が所属する少林寺拳法グループに災害対策支援室を設置し、「災害対策マニュアル」を定めている。各種災害が発生した場合は、本支援室が中心となり対応している。</p> <p>【審査基準（2）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する危機管理マニュアル、および不祥事に関する危機管理マニュアルを策定している。 <p>【審査基準（3）、（4）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事に関する危機管理マニュアルを定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策マニュアルⅡ ・不祥事に関する危機管理マニュアル

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 ・不祥事に関する危機管理マニュアルを定めている。 ・当連盟にコンプライアンス委員会を設置し、専門家に意見を図り対応を行う体制を構築している。	・不祥事に関する危機管理マニュアル
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 ・No.40に準ずる。	・不祥事に関する危機管理マニュアル
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 ・会員規程とそれに基づく地方組織の規約等により明確にしている。 【審査基準（2）について】 ・方針を定めている。 【審査基準（3）について】 ・状況に応じて行っている。 ⇒会員規程において、普通団体会員（支部 ※スポーツ少年団、学校部活動、実業団等）、及び連合体（都道府県連盟、全日本実業団連盟、全自衛隊連盟、全日本学生連盟、教職員連盟等）について権限、組織運営、会計規程を含む定めを設けている。	・会員規程 ・2024年2月度都道府県連盟・各連盟理事長会議

(一財) 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を行っている。 <p>⇒地方組織(各連盟理事長)には、毎年3回理事長会議を開催し、情報共有を図っている。 新任理事長へは、理事長研修(レポート提出)を実施し、審査を行い委嘱している。 ⇒また運営者(各連盟理事長=指導者、支部長)に対しては、指導者向け各種講習会、研修会を実施しており、支部長・監督については、年1回、受講を義務付けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員規程 ・2023年度支部長研修会 ・2024年2月度都道府県連盟・各連盟理事長会議 ・都道府県連盟・各連盟理事長研修会資料